

特集

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて

市では、全ての働く人が仕事と家庭生活を両立できる社会を実現するため、ワーク・ライフ・バランス（以下WLB）の推進に取り組む企業を支援しています。

問合せ 市民参加・住宅施策課
(☎372-3311・内線4122)

WLBってなんだろう？

働く人が育児や介護、趣味、休養といった仕事以外の生活と仕事との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のことです。

働き方改革

国が推進する「働き方改革」の一環として労働関係法律（以下、労働法）が改正され、4月から順次施行されています。長時間労働の是正、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保など、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会の実現を目指すものとなっています。

知っていますか？

労働法改正の3大ポイント！

ポイント 1 時間外労働の
上限規制

原則 月45時間
年360時間

法律で残業時間の上限が定められ、これを超える残業はできなくなります（適用除外あり）。

ポイント 2 年次有給休暇
取得の義務化

毎年5日

確実に取得

年次有給休暇を付与した日から1年以内に、最低5日、取得させなければなりません。

ポイント 3 公正な待遇の
確保

正規と非正規の不合理な
待遇差を禁止

同一企業内において、基本給や賞与などの不合理な待遇差が禁止されます。

本当の意味でのWLBの実現を

労働法の改正により、WLBの実現に向けた体制づくりが進められています。しかし、法律などの制度や仕組みの整備がなされても、実際に働く職場の雰囲気、組織風土が整っていないと本当の意味のWLBは実現されません。

事業主の皆さんも、市の助成金などを活用しながら、WLBの実現に向けた環境づくりに取り組んでみませんか。

働く皆さんもぜひ一度、WLBについて考えてみてください。



特定社会保険労務士
本間あづみさん



市の助成制度

WLBの推進に取り組む中小企業を応援するため、2つの助成制度を実施しています。

ワーク・ライフ・バランス推進事業助成金

WLBの取り組みを実施する中小企業などの事業主に、費用の一部を助成します。

助成金額 対象費用の2分の1（上限額10万円）

対象事業

- 従業員のWLBに関する意識調査
- WLBに関する従業員向けの研修
- WLBの推進に関する就業規則の見直し など

男性育児休業取得助成金

中小企業などに勤務する男性が育児休業（以下育児）を取得した場合、事業主に助成金を交付します。

助成金額 30万円

交付要件 3歳未満の子を育てるために、10日以上育児を取得し、職場に復帰後1カ月以上勤務する男性を雇用している など



活用した企業
を紹介します

提出書類や申込方法など詳しくは、市ホームページ「市役所ご案内→男女共同参画」をご覧ください。



助成金を活用し、職場環境の改善を行いました

育児・介護休業規程の見直し

昨年、勤務する男性医師から育児を取得したいという申し出がありました。女性の育児についての休業規程はありましたが、男性についてはありませんでした。従業員からの要望に応えられるような組織を作りたいと思い、社会保険労務士に依頼し、休業規程の見直しを行いました。

自分が育児を取得するかと聞かれても、取らないかもしれませんが、いろいろな考え方が集まって組織を形成しています。経営者としても、多様化する考え方に対応できるようにしたいと思っています。

産休・育休制度の職場研修を実施

社会保険労務士を講師に招き、産休・育休制度の研修を行いました。参加者からは、「出産に対する女性の不安を少しでも解消して、子どもを産もうと思う人が増えたらいい」「これから取得される方が安心して休みに入れるようにサポートしたい」「男性の育児は例が少ないので、周りの理解が重要になる」といった感想が聞かれました。

職場での研修は、他にも接遇研修などを実施しています。学習する機会を多くすると従業員に嫌がられるかと思いましたが、実際には喜ばれています。全員でミーティングや研修を実施することで、職場の雰囲気が良くなっていると感じています。全員参加だと職場を休みにしなければならないといったマイナス面もありますが、プラスになることの方が多いと思います。



さいわいデンタルクリニック
院長 谷口正昭さん

助成金の利用を考えている 企業の皆さんへ

産休・育休などの実績を作ることによって、求人に対する応募が多くなりました。

過去には、長時間労働を減らすために、終業時間を1時間早めましたが、患者さんは減りませんでした。

職場環境を改善し、業務の効率と企業価値を高めるため、皆さんもWLBに取り組んでみませんか。